

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所輸出及び国内検疫担当
部署の業務内容	輸出検疫、指定種苗検疫、果樹母樹検疫、移動取り締まり・広報、侵入警戒調査に関すること

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	電話での問い合わせに対しては丁寧な説明を心がけ、連絡先を確認して追加情報等があれば補足説明を行うようにしている。ホームページでの問い合わせには回答案文を作成し適切な対応となっているか確認の上回答することとしている。そのよう対応に照会者から評価を得ている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情等があった場合には直ちに担当統括、内容に応じて上局に報告することとし、協議、確認の上丁寧な対応を行うこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	輸出盆栽や北米向け船舶に係る植物検疫要求について相手国規則の改正等があった場合には関係者を参集して説明会を開催している。今後、説明会を開催する場合は、ホームページにも掲載する等より広く国民に情報を提供することとしたい。 輸出盆栽では、新たな検疫要求があった場合、関係者あてにはFAX等で情報提供を行っている。 説明会での質問事項については丁寧な説明を行い、必要があればフォローアップに努め、追加の情報が判明次第連絡している。 輸出盆栽について国内対応の遅れを指摘されたが、相手国の了解が必要であったこと等を説明し、理解を得ている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	業務の目的が病害虫のまん延防止、相手国の検疫要求を満たすという点にあり、消費者を含む関係者の諸活動を制限する場面があるが、丁寧な説明を行い理解に努めている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	—	直接関係する業務はないが、輸出検査の対象が食品である場合には相手国の食の安全に拘わる関係規則についても注意するよう喚起している。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生 of 未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	—	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			
			
			